

理由ニ於テ、當風ハ之ヲ糾正セムニ於テ之ヲ實現スル
 難シ前議議案ニ再三提出セムトシ一旦年當金ヲ議セザリトシ
 シテ、其際日再入難シトシマハルハ、抑々各ニ課スル賦課率
 十半未満四十五圓、備前以十八十五圓ニ支給セザルハ、シニ
 シテ年當イニテ對セニ三半未満十五圓、五半未満二十圓、
 東京師範工瀧ニ列テ大五三半六日課半額ノ議案員ニ難難シ

協同者 菅 田 吉

提案者 東京官業

己、大五三半額再入各ニ課スル前年額賦課率難難ノ旨

ロイ、他議案ニ一回之ニ賛成可也

中央委員會議ニ提出、其對シ難難ニ澤中央委員ニ一付スル
 中央委員林我小シ、此ニ同同志會ニ列テ具體案ヲ提議、之

(議果)

其ノ一階セリ

財團法人協同會大阪支所

ベク運動ヲ起シタシ

實行方法ハ中央委員ニ一任トシテ可決

6、各加盟組合財政充實ニ關スル勸告案

提案者 本部

説明者 川村 保太郎

各加盟組合共相當財政問題ニ關シテハ苦心セラル、處ナル
 ガ、財政充實セズシテ事業ノ完成ヲ期スル能ハザルハ當然
 ナルヲ以テ、本大會ヲ期トシ會費ノ一率制ヲ廢シ

(イ)日給二圓未満ハ二拾錢

(ロ)日給二圓以上ハ三拾錢

ト會費ヲ改メ、之ニ依リテ得タル增收ヲ積立シ、財政ノ充

實ヲ計リ基礎ヲ鞏固ニセラレタシ

大阪向上會ニ於ケル本件實行ノ成績ハ頗ル良好ナリ

自分ノ理想トシテ日給一圓以下、二圓以下、三圓以下、

財團法人協同會大阪支所